

評価書（個票）

事務・事業名	キャリアコンサルタントの登録の実施に関する事務	担当課 (担当課長)	職業能力開発局キャリア形成支援課 (キャリア形成支援課長 伊藤正史)	
根拠法令等	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条の24第1項	類型	登録	
		指定等の形態	指定	
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルティング（労働者等の職業選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上に関する相談・助言・指導）を行う専門家であり、平成28年4月に法定化された国家資格である。</p> <p>キャリアコンサルタント資格を取得するためには、キャリアコンサルタント試験に合格したうえでキャリアコンサルタント名簿に登録する必要がある。当該登録を含むキャリアコンサルタントの登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）は厚生労働大臣が行うこととしたうえで、厚生労働大臣が指定する機関（指定登録機関）に行わせることができることとしている。</p> <p>○事務・事業の内容 登録事務の実施。</p>			
事務・事業の目的	登録事務を適切に実施すること。			
関連する政策目標	基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること			
関連する業績指標	—			
指標の目標値等	—			
法人の指定等の状況	別紙のとおり。			
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし。			
料金等・積算根拠	別紙のとおり。			
事務・事業の実績	<p>○実績（平成27年度） なし（キャリアコンサルタント登録制度は平成28年4月に創設されたため）</p> <p>○事業収入（平成27年度） なし（キャリアコンサルタント登録制度は平成28年4月に創設されたため）</p>			
国からの補助金等	○補助金・委託費等（平成28年度予算）： なし			

<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>なし（キャリアコンサルタント登録制度は平成28年4月に創設されたため）</p>
<p>事務・事業の必要性等・有効性</p>	<p>●事務・事業の必要性・有効性 登録事務を適切に運用するためには、キャリアコンサルティングに精通する民間機関の力を活用することが効果的である。</p>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<p>○指定を行う妥当性 登録事務を適切に運用するためには、キャリアコンサルティングに精通する民間機関の力を活用することが効果的である。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p>●指定の基準の妥当性 指定登録機関の指定要件は、法第30条の25において、営利を目的としない法人であること等について規定しており、妥当である。 また、キャリアコンサルタント名簿の登録を仮に複数機関が実施した場合、キャリアコンサルタント資格を有する者に関する情報を一元的に管理することができなくなり適切ではないため、一の機関に指定することが妥当である。</p> <p>●実施主体としての指定法人の適格性 平成28年4月に指定されたキャリア・コンサルティング協議会について、上記指定要件について厳格に審査を行い、要件を満たすものと判断されたものである。</p>
<p>評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>キャリアコンサルタント登録制度は平成28年4月に創設されたことから、適切な実施に努めていく。</p>
<p>備考</p>	

別紙

合計 1 法人

・ N P O (1 法人)

法人名	指定等の時期	連絡先 (T E L)	料金等・積算根拠
N P O (1 法人)			
特定非営利活動法人 キャリア・コンサルティング協議会	平成 28 年 4 月 1 日	03-5402-5588	【手数料の額】 登録手数料 8,000 円 再交付・訂正手数料 2,000 円 【根拠】 職業能力開発促進法施行令第 6 条 第 2 項